



消防庁第15号
平成18年2月14日



各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・政令市消防長

消防庁国民保護・防災部
応急対策室長



緊急消防援助隊運用要綱の改訂等について（通知）

緊急消防援助隊に係る体制の整備及び運用について、日頃からご尽力賜り感謝申し上げます。

さて、本年度6月に緊急消防援助隊全国合同訓練を実施し、緊急消防援助隊運用要綱（以下「要綱」という。）及び東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン等の整合性を検証するとともに、訓練後に参加消防本部に対してアンケート調査を実施しました。これらにより明らかになった事項等について、緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会において審議してきたところですが、そこでの検討結果等を踏まえ、緊急消防援助隊の一層の効率的運用を図るために要綱を別添のとおり改訂したので通知します。

貴職におかれては、その内容を十分に理解されるとともに、貴管内市町村及び消防機関に周知の上、その適切な運用にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1 改訂の概要

- (1) 参集要領について、より迅速かつ効果的なものとするため、部隊の編成は応援側都道府県の実態に委ねることとし、部隊を都道府県内の複数ブロックに分けて参集を行う場合は、それぞれを中隊の位置付けとし、第4条第3項（3）に中隊の編成として追加した。
- (2) 第7条第1項で大規模災害又は特殊災害が発生した場合の消防庁における体制を明確にした。
- (3) 第10条第2項及び第3項で緊急消防援助隊調整本部における消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長の位置付けを明確にした。
- (4) 第10条第4項で応援都道府県隊長は、努めて緊急消防援助隊調整本部に連絡員を派遣し、情報の収集及び提供を行うこととした。
- (5) 第12条第1項（1）におけるただし書きについて、策定が予定されている東

南海・南海アクションプラン等、適用されるアクションプランを複数想定して表現を改めた。

- (6) 第14条第1項で緊急消防援助隊指揮支援本部の設置について明確にした。
- (7) 第18条第1項(3)において全国共通波の使用波を指揮支援部隊長が指定することとした。さらに(4)において、指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合は、指揮支援本部長が指定波以外の全国共通波を指定することができることとした。
- (8) 第18条第2項を追加し、無線運用について明確にした。

2 その他

- (1) 要綱の改訂に伴う「緊急消防援助隊応援等実施計画の参考例」(平成16年3月16日付け消防震第20号別添2)の見直し点について
 - ① 第4章7を削除すること。
 - ② 第6章7として「応援都道府県隊長は、緊急消防援助隊調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報収集及び提供等を行うものとする。」を追加すること。
- (2) 要綱の改訂に伴う「緊急消防援助隊受援計画(例)」(平成17年3月30日付け消防震第15号別添)の見直し点について
 - ① 第3章1(2)④を「調整本部の構成員は、県運営員、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、被災地である市町村長又はその委任を受けた者、代表消防機関運営員及び航空消防隊の派遣職員をもって組織することとし、県運営員を本部長、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長を副本部長とする。」に改めること。
 - ② 第3章2(1)中の全国共通波の使用チャンネルの指定者を、「調整本部長」から「指揮支援部隊長」に改めること。
 - ③ 緊急消防援助隊調整本部設置規程例第4条を「調整本部の構成員は、消防防災主管部〇〇課長、被災地である市町村の派遣職員、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、〇〇市消防本部〇〇課長及び航空消防隊副隊長をもって組織し、消防防災主管部〇〇課長を本部長、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長を副本部長とする。」に改めること。
- (3) 応援等実施計画及び受援計画について、策定済みの団体においては所要の見直しを行って頂きたいこと。また、まだ策定されていない団体においては、上記変更点を踏まえた上で参考例を参照し、早急に策定頂きたいこと。

担当：応急対策室広域応援係

佐野、花海、井上、南島、岡林

問い合わせ：03-5253-7527